

平成15年の質保証に関する制度改革の概要

参考資料

【規制改革の動き】

- 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）
 - 高等教育における自由な競争環境の整備
 - ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
 - ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
 - ・第三者による継続的な評価制度の導入

【中央教育審議会の提言】

- 「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月 答申）

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

○設置認可の在り方の見直し

- ・設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・抑制方針の撤廃
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・審査基準の見直し
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

○第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表

○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・段階的な是正措置の導入
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）



①設置認可の見直し（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
 - ・既設の学部等の再編など、大学が授与する学位の種類と分野に変更がない場合は届出で組織改編ができるようにする。
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
 - ・大学等の設置を抑制してきた方針を撤廃。（医師、歯科医師等の養成分野は除く。）
 - ・大都市圏の大学等の設置抑制を撤廃。（工業（場）等制限法の廃止に伴う措置）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）
 - ・審議会内規等で定められていた審査基準について、一瞥性を高め、明確化を図る観点から原則として告示以上の法令に規定し直す。
 - ・同時に従来の個々の基準の必要性を吟味し、整理を図る

②認証評価制度の導入（平成16年度より適用）（学校教育法の改正）

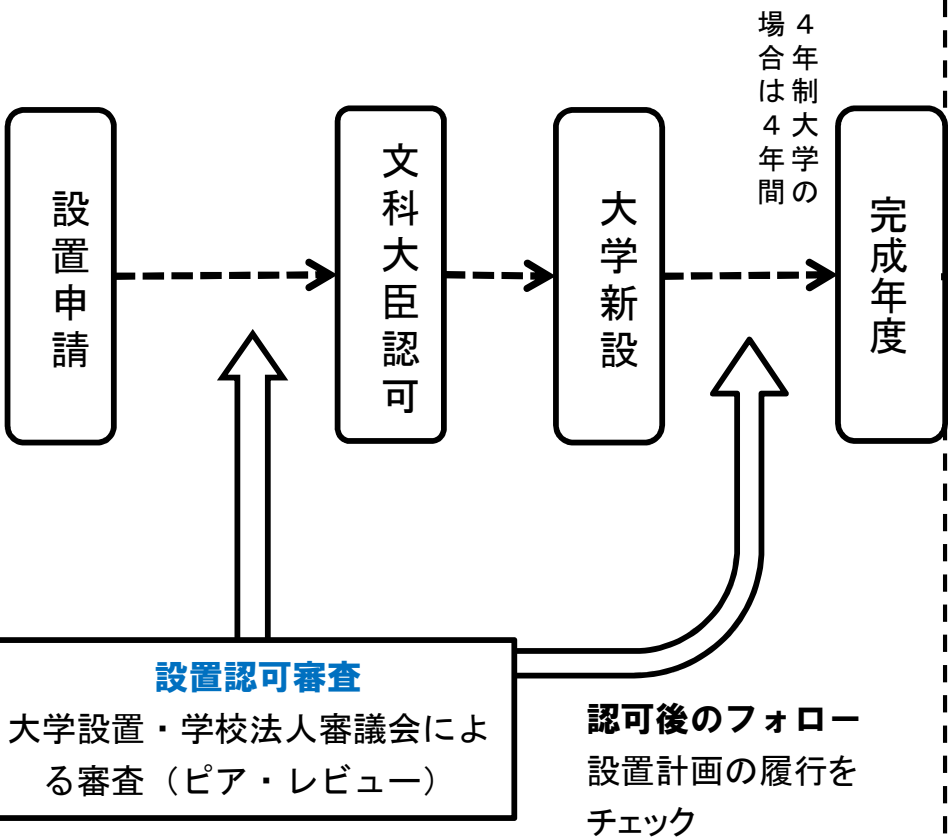
- ・全ての大学が7年ごとに文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の評価を受けることを義務付け
- ・認証評価機関は評価結果を公表する。

③法令違反状態の大学に対する段階的な是正措置の導入（平成15年度より適用）（学校教育法の改正）

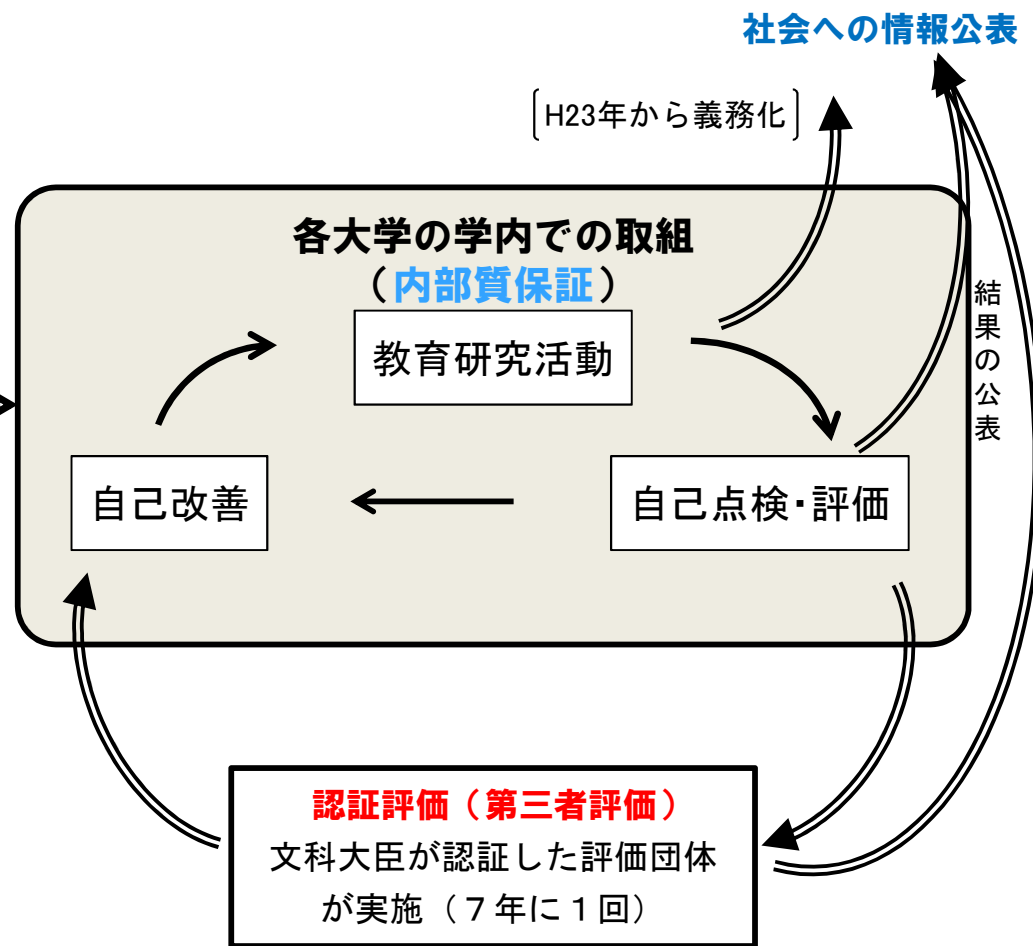
- ・法令違反状態の大学に対する法的措置として、従来の「閉鎖命令」に加え、その前段階として「改善勧告」、「変更命令」を規定し、早期の改善を促す。
- ・改善勧告等を行うために必要がある場合、大学に対し報告や資料提出を求められるようにする。

我が国の大学の質保証のイメージ図

【大学の設置申請から完成年度までの質保証】



【恒常的な質保証】



大学設置基準

教育課程, 教員数・教員資格, 校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

認証評価制度の概要①

【概要】

- ・平成16年度から始まった第三者評価制度により、大学は、文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務づけられている。

【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

【内容】

① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価（いわゆる機関別認証評価）

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価（7年以内ごと）

② 専門職大学院の評価（いわゆる分野別認証評価）

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価（5年以内ごと）

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

認証評価制度の概要②

【評価機関の認証】

・評価機関は、大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであることなど、法に定める一定の基準を満たすことを条件として、文部科学大臣の「認証」を受けることができる。

(大学評価基準)

認証評価機関は自ら定める大学評価基準に基づいて評価を実施。

大学評価基準については文部科学省令において大枠(※)が定められており、各認証評価機関はこの大枠の範囲内で具体的な基準を定める。

(※)文部科学省令において定める大学評価基準の大枠

1. 大学評価基準が学校教育法や大学設置基準などの法令に適合していること
2. 大学評価基準に大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められていること
3. 大学評価基準に次の事項が含まれていること

①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織

⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑦財務、⑧その他教育研究活動等

(学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 第1条)

(評価の方法)

認証評価の方法については、①自己点検・評価の結果分析及び②教育研究活動等の状況についての実地調査の実施が全ての認証評価機関に義務付けられている。

【評価結果の公表等】

・認証評価機関は、評価結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告を行わなければならない。

論点・検討課題①

【高大接続改革(大学教育の質的転換、大学入学選抜改革)等を推進するための評価の在り方】

(論点)

現在の認証評価制度では、法令適合性等の観点からの設置基準等に基づく教育研究環境（教員組織、教育課程、施設設備等）の確認・評価を行うとともに、認証評価機関が定める基準に沿って一律同様の評価を受けることとなっているが、最低限の質の確認のみならず、評価を通じて、大学教育の質的転換や大学入学者選抜改革をはじめとした、高大接続改革を促進することが求められる。

(検討課題)

- 各大学の大学教育の質的転換や大学入学者選抜改革の取組を適切に評価し、更なる取組の充実につなげるための評価の在り方
- 学修成果や内部質保証（各大学における成果把握とそれによる改善等）を重視した評価への発展・移行
- 高大接続改革の方向性を踏まえた各大学の個別選抜改革の取組に対する評価の推進
- 特定の教育研究活動に重点を置いた評価とこのような評価を実施した場合の共通の評価項目の扱い（簡素化等）など、大学の多様性に対応した評価の推進
- 各大学が掲げる目的・水準等に対する評価（達成度評価）など、各大学の改革を支援するための評価の推進
- 各大学の評価結果に応じた次回評価の弾力化（優れた評価を受けた場合における、受審の期間や受審内容の特例等）
- 関係団体の取組（JABEE等）の発展も含めた、分野別評価の推進

論点・検討課題②

【評価結果を活用した改善の促進】

（論点）

現在の認証評価制度では、大学等には評価を受けることのみが課せられており（※）、評価結果を踏まえた改善については法令上規定されていない。大学教育の質的転換をはじめ、評価を通じた質の向上の促進を図るためには、評価結果を各大学の具体的な教育研究活動の改善につなげるための仕組みの整備が必要。

※法科大学院については、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年十二月六日法律第百三十九号）」により、適合・不適合の判定を行うこととなっている。

（検討課題）

- 法令上の位置づけも含めた、評価基準等への適合・不適合の判定の仕組みの整備
- 評価結果のフォローアップの仕組みの整備（不適合判定に対する再度の評価等）
- 評価結果の各種取組への活用（各種補助金の応募条件における適合判定の要件化等）
- 各大学の評価結果に応じた次回評価の弾力化（優れた評価を受けた場合における、受審の期間や受審内容の特例等）【再掲】

論点・検討課題③

【認証評価機関の評価の質の向上】

（論点）

現在、文部科学大臣の認証後も、特別の事情がある場合には認証評価機関に対して国が一定の関与を行うことは可能であり（※）、また、評価の質の維持・向上の観点からの認証評価機関の取り組みについては、「認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること」が認証の要件（細目省令）となっている。今後、学修成果や内部質保証を重視した評価をはじめ、より質の高い評価を実施するための評価手法の開発・改善が求められる中で、認証評価機関の評価の質を向上するための取組の促進が必要。

※「公正かつ適確な実施が確保されないおそれ」（学教法第111条第1項の報告等の徴収の要件）などに該当する場合にのみ国の関与あり。

（検討課題）

- 認証評価機関に対する評価の在り方（メタ評価、認証評価機関の定期的なレビュー等）
- 認証評価機関における評価の質の向上の取組（複数の機関が連携した取組等の促進、法令上の位置づけ等）
- 先進的な評価手法の開発等、大学評価に関する調査研究の促進

論点・検討課題④

【評価における社会との関係の強化】

（論点）

現在の認証評価制度では、大学教員を中心としたピアレビューによる評価形式が取られ、教育研究活動に対する評価に必要な専門性は担保されているが、大学進学率の上昇や新規卒業者の多くを大学卒業者が占める状況において、大学に対する評価においても幅広い関係者の意見を踏まえることが求められ、また、併せて認証評価の取組を社会に十分に周知することが必要。

（検討課題）

- ステークホルダーの視点を取り入れた評価の実施（高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の声を評価に反映するための仕組みの整備等）
- 評価を通じて把握した各大学の特色ある取組も含め、認証評価機関の取組の社会への情報発信の促進

論点・検討課題⑤、⑥

【評価人材の育成】

（論点）

認証評価制度の導入も相まって、大学に対する評価は根付きつつあるものの、評価制度の安定的な運用とさらなる発展のためには評価人材の育成が必要。

（検討課題）

- 複数の機関が連携した取組も含めた、評価人材の育成や専門的知見の継承のための取組の促進

【評価の効率化】

（論点）

大学等は複数の評価等への対応が求められており、大学等の「評価疲れ」も指摘されている中、認証評価制度をさらに発展させていくためにも、評価を受ける大学等の作業を効率化するための取組が必要。

（検討課題）

- 大学ポータルサイトのデータの活用も含め、評価における公表資料や既存資料の活用の促進
- 他の評価制度（国立大学法人評価等）と連携した評価業務の効率化
- 情報公表に積極的に取り組む大学等に対する評価の特例（簡素化等）

參考資料

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(答申)」

(平成24年8月28日中央教育審議会答申より該当箇所抜粋)

8. 今後の具体的な改革方策

①速やかに取り組むことが求められる事項

(大学支援組織)

(エ)大学評価の改善については、各認証評価機関の内部質保証を重視する動きを踏まえ、全学的な教学マネジメントの下で改革サイクルが確立しているかどうかなど、学修成果を重視した認証評価が行われることが重要である。また、それぞれの大学の特徴がより明確に把握できる客観的な指標の開発、大学がその機能を踏まえて重点を置いている教育活動や研究活動に着目した評価、後述するようにインターンシップ等で積極的に連携することが求められている地域社会や企業等の多様なステークホルダーの意見の活用、評価に関する業務の効率化を図ることなども重要である。これに関連して、文部科学省において、国際教育連携プログラムの評価や海外の大学との学位授与に関する連携の仕組みの在り方についても検討を進める。

認証評価制度の見直しに関する中央教育審議会の答申について②

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、
大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」
(平成26年12月22日中央教育審議会答申より該当箇所抜粋)

2. 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた改革の方向性

(3) 大学教育の質的転換の断行

認証評価制度についても、教育環境等の外形を中心にした現在の評価方法から、学生の学修成果や各大学における成果把握と転換の取組(内部質保証)といった、成果を重視した評価に改善することが必要である。

3. 改革を実現するための具体策(「高大接続改革実行プラン(仮称)」の策定)

① 各大学における個別選抜改革と教育の質的転換を実現するための、実効的な政策手段 (法令改正)

また、各大学の個別選抜改革の取組に対する評価が適切に行われることも必要であることから、国は、法令で定められている認証評価の評価項目に入学者選抜を明記するよう検討すること。

(評価)

前述のとおり認証評価における入学者選抜の評価を法令上位置付けた上で、認証評価における具体の取組を充実することが必要である。

このため、国は、認証評価機関と連携して、認証評価機関における見直し後の大学入学者選抜実施要項を踏まえた入学者選抜に関する評価の基準の見直しなど、新たなルールの遵守状況の適切な評価に取り組むこと。

さらに、ルールの遵守状況の評価のみならず、アドミッション・ポリシーと選抜方法との整合性や個別選抜の工夫改善の取組状況に対する評価等、各大学の独自の改革を促す評価の在り方についても検討すること。

学修成果に関する評価基準

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構	短期大学基準協会
評価基準	<p>基準6 学習成果</p> <p>6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。</p> <p>6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。</p>	<p>教育内容・方法・成果</p> <p>4 大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針をおよび教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。また、こうした方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容と方法を整備・充実させ、学位授与を適切に行わなければならない。</p> <p>※基準の趣旨については別途解説を定めている</p>	<p>基準2. 学修と教授</p> <p>2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック</p>	<p>基準I 建学の精神と教育の効果</p> <p>I-B 教育の効果</p> <p>I-B-2 学習成果を定めている。</p> <p>I-B-3 教育の質を保証している。</p> <p>基準II 教育課程と学生支援</p> <p>II-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。</p>
評価基準等の詳細	<p>【基本的な観点】</p> <p>6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。</p> <p>6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。</p>	<p>【点検・評価項目】</p> <p>4 教育内容・方法・成果</p> <p>成果</p> <p>＜点検・評価項目＞</p> <p>(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用 ・学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価） <p>＜点検・評価項目＞</p> <p>(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与基準、学位授与手続きの適切性 ・学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策 <p>（根拠資料例：履修要綱、学位論文審査基準）</p>	<p>【評価の視点】</p> <p>2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発 （根拠資料例：教室内外の学修状況に関する学生アンケート調査等を分析した資料）</p> <p>2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック（根拠資料例：教育目的の達成状況の評価に関する研究又はその評価結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料）</p>	<p>基準I-B-1</p> <p>(1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。</p> <p>(3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。</p> <p>基準I-B-3</p> <p>(2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。</p> <p>基準II-A-4</p> <p>(1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。</p> <p>(2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。</p> <p>(3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で達成可能である。</p> <p>(4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実質的な価値がある。</p> <p>(5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。</p>

内部質保証に関する評価基準

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構	短期大学基準協会
評価基準	<p>基準 8 教育の内部質保証システム</p> <p>8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。</p> <p>8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。</p>	<p>内部質保証</p> <p>10 大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。</p> <p>※基準の趣旨については別途解説を定めている</p>	<p>基準 4 自己点検・評価</p> <p>4-1 自己点検・評価の適切性</p> <p>4-2 自己点検・評価の誠実性</p> <p>4-3 自己点検・評価の有効性</p>	<p>基準 I 建学の精神と教育の効果</p> <p>I-C 自己点検・評価</p> <p>I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実にに向けて努力している。</p>
評価基準等の詳細	<p>【基本的な観点】</p> <p>8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。</p> <p>8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。</p> <p>8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。</p> <p>8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</p> <p>8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。</p>	<p>【点検・評価項目】</p> <p>(1) 大学の諸活動について、点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価の実施と結果の公表 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応 <p>(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部質保証の方針と手続きの明確化 内部質保証を掌る組織の整備 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底 <p>(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 教育研究活動のデータ・ベース化の推進 学外者の意見の反映 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応 	<p>【評価の視点】</p> <p>4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価</p> <p>4-1-② 自己点検・評価体制の適切性</p> <p>4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性</p> <p>4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価</p> <p>4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析</p> <p>4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表</p> <p>4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性</p>	<p>(1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。</p> <p>(2) 日常的に自己点検・評価を行っている。</p> <p>(3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。</p> <p>(4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。</p> <p>(5) 自己点検・評価の成果を活用している。</p>

各評価機関における評価の分類と結果のフォローアップの仕組み

	判定方法	評価の分類と定義	フォローアップの内容	改善報告書の公表
大学基準協会	大学評価基準（大学評価及び財務評価の2つに分類されている）の項目ごとに評定項目を整理した「達成度並びに水準に関する評定事項」について、評価者の評定の基準である「大学評価における評定基準」により評定を付し、総合的に評価を実施。大学基準に適合している場合は「適合」と認定。重大な問題と考えられる事項が相当数存在する場合、その事項に関する改善計画の蓋然性等を考慮して「期限付適合」又は「不適合」と認定。	<p>【適合】 本協会の大学基準に適合していることを認定する。</p> <p>【期限付適合】 本協会の大学基準に適合していることを期限付で認定し、「再評価」の受審を課す。（※）</p> <p>【不適合】 本協会の大学基準に適合していることを認定しない。</p> <p>※再評価を受審しない場合は、適合の期限（3年）を終了した時点で、不適合の扱いとなる。</p>	<p>【適合】 指定期日までに「努力課題」「改善勧告」に対して改善報告書を提出。</p> <p>【期限付適合】 3年以内に「再評価」。再評価を受審しなかった場合は、適合の期限が終了した時点で不適合。</p> <p>【不適合】 「評価結果」または「再評価結果」を受け取った翌年度または翌々年度のいずれかの年度の1度に限り「追評価」を受けることができる。</p>	無
日本高等教育評価機構	大学評価基準ごとに基準を満たしているかどうかを判定し、4つの基準すべてを満たしている場合は「適合」。満たしていない基準が1つ以上あり、一定期間内（原則1年以内）に基準を満たすことが可能であると判断される場合は「保留」。満たしていない基準が1つ以上あり、また、評価の過程において重大な虚偽報告や社会倫理に反する行為が行われていると、判定委員会が判断した場合は「不適合」とする。	<p>【適合】 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。</p> <p>【保留】※保留期間は原則1年間 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合しているか否かの判断を保留する。</p> <p>【不適合】 日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合してるとは認められない。</p>	<p>【適合】 3年以内に「改善を要する点」について改善報告書を提出。</p> <p>【保留】 保留期間内に「再評価」。保留期間内に再評価の申請がなかった場合は「不適合」。</p> <p>【不適合】 追評価等の対応なし（次回の本評価へ）</p>	有
大学評価・学位授与機構	大学評価基準ごとに基準を満たしているかどうかを判断し、10の基準全てを満たしている場合に、大学全体として基準を満たしていると認める。	<p>【大学評価基準を満たしている】 大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。</p> <p>【大学評価基準を満たしていない】 大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしていない。</p>	<p>【大学評価基準を満たしている】 （「改善を要する点」についての報告書等は求めていない。）</p> <p>【大学評価基準を満たしていない】 評価実施年度の翌々年までに「追評価」を受けることができる。</p>	無
短期大学基準協会	短期大学評価基準の4の基準ごとに合否を判定し、4基準すべてが合である場合は「適格」。基準を満たさず教育に重大な支障を及ぼす恐れがある場合や重大な法令違反がある場合等においては「不適格」。適格、不適格の判定に至らない場合は「保留」。	<p>【適格】 本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから適格と認める。 （条件を付した適格） 本協会が定める短期大学評価基準をおおむね満たしていることから適格と認める。ただし、一部に問題が認められるため、その改善を条件とする。</p> <p>【保留】 本協会が定める短期大学評価基準を満たしているか否かの判断を保留する。</p> <p>【不適格】 本協会が定める短期大学評価基準を満たすことが困難と認められるので不適格とする。</p>	<p>【適格】 適格で条件が付された事項について、指定する期日までに改善報告書を提出。期日までに改善されていない場合、又は改善報告書が提出されない場合には、適格を取消し不適格。 （期日は指摘内容により設定）</p> <p>【保留】 指定した期日までに再評価。再評価を受審しない場合は「不適格」。（期日は別途設定）</p> <p>【不適格】 追評価等の対応なし（次回の本評価へ）</p>	無

評価結果と再評価の実施状況(平成16年度～平成25年度)

	結果の種類	評価結果	再評価後 (※3)
大学基準協会	適合	396	411
	(※1) 期限付適合	24	3
	不適合	3	9
大学評価・学位授与機構	大学評価基準を満たしている	156	156
	大学評価基準を満たしていない	1	1
日本高等教育評価機構	認定	305	323
	(※2) 保留	21	2
	不認定	2	3
短期大学基準協会	適格	391	395
	(※4) 保留	12	8
	不適格	0	0

(※1) 大学基準協会の「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定する。

(※2) 日本高等教育評価機構の「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則1年以内に「再評価」の受審を課す。(平成23年度評価分までは、原則3年以内)

(※3) 「再評価」の他に、大学基準協会及び大学評価・学位授与機構は「不適合」に対する「追評価」の機会を設けているが(2年以内。「追評価」を受けるかは被評価機関の任意。)、実績はない。

(※4) 短期大学基準協会の「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留とする。(1年以内に再評価を受け、適格、不適格とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。)

認証評価における主な指摘と改善状況の例(平成16年度～平成25年度)

◆教学

※1:「改善を要する点」や「勧告」として、評価機関から改善報告を求められた事項。

※2: 大学からの改善報告書の提出等により、改善が確認された事項の改善内容。

要改善事項(※1)	改善内容(※2)
設置基準上必要な教授数、実務家教員数、専任教員数又は研究指導補助教員数が不足している。(大学設置基準第13条,大学院設置基準第9条)	入学定員を減らした結果、それに連動して大学設置基準上必要な専任教員数が変更されたことにより、現在は基準を満たしている。
FD等の教育内容等の改善のための組織的な研修等がされていない。(大学設置基準第25条の3)	FDを推進するため学長および各専攻長を含むFD委員会を組織し、2009(平成21)年度から活動を開始している。委員会は、各学期初めに会合を開き、当該学期における課題を検討し、各学期後の特別教授会において活動を報告している。
卒業試験で20%程度の学生が不合格となっており、收容定員の在学生数の比率が高くなっている。受験生の選抜方法、在学生の進級判定の見直し等原因の分析をするとともに、診療参加型臨床実習の強化を含むカリキュラムの改善、学生による授業評価の実施とその教育現場へのフィードバック、教員の教育能力の向上のための方策の策定など早急に検討する必要がある。	進級基準の見直し他新たな取り組みを実施した結果、卒業試験の不合格者数は減少しつつあり、收容定員に対する在籍学生数比率も徐々に減少している。また、モデル・コア・カリキュラムを基盤としたカリキュラムを整備し、2007(平成19)年度から臨床総合演習を設置、臨床実習期間を延長し、診療参加型臨床実習を強化した。

◆財務

要改善事項(※1)	改善内容(※2)
収入の増加と一層の支出削減を図り、早急に具体的かつ実現可能な中長期財政計画を策定し抜本的に財務状況の改善を図る必要がある。	外部資金の獲得を増やし、人件費削減や委託費(保守点検業務委託、IT関連業務委託)の見直し等により、減価償却額および資産処分差額を除く帰属収支の黒字化を実現した。
広報誌を通じて消費収支計算書の公開が、教職員・学生・父母・卒業生に対してなされているが、資金収支計算書および貸借対照表を含めた財務三表すべてを広く公開されたい。	2005年度分からホームページに消費収支計算書、資金収支計算書および貸借対照表などの財務諸表を公開した。

◆ガバナンス・内部質保証

要改善事項(※1)	改善内容(※2)
学長、学部長、大学院研究科長の職務権限と責任に関する規定を明確にする必要がある。(学校教育法第92条)	職務権限と責任に関する規程を整備した。
自己点検・評価への恒常的な取り組みや、全学的な自己点検・評価の体制構築が不十分である。	自己点検・評価に係る規定を整備し、組織全体の自己点検・評価活動の総括機能を持たせた部署や、自己点検・評価の結果を全学的なFDに活用する体制を機能させ始めた。
学内の組織間に適正な協同が行われず、大学の機能を円滑かつ十分に発揮していない。(大学設置基準第42条の2)	学内の組織間の適正な協同体制を構築し、規定に従った運営を行うために、理事長の下に設置した「大学運営協議会」を常設委員会にして「大学運営協議会規則」を制定した。
平成20(2008)年2月にFD推進委員会を発足しているが、規程に基づき全学的な取り組みを行うよう改善を要する。	FDについては「FD推進委員会」が中心になって活動が行われ、平成20(2008)年度から年数回のFD講演会、シラバス検討のワークショップなどが開かれている。また、学生の授業評価結果の公開などにより、教育の質の保証と適正化を目指し、教育の改善に取り組んでいる。

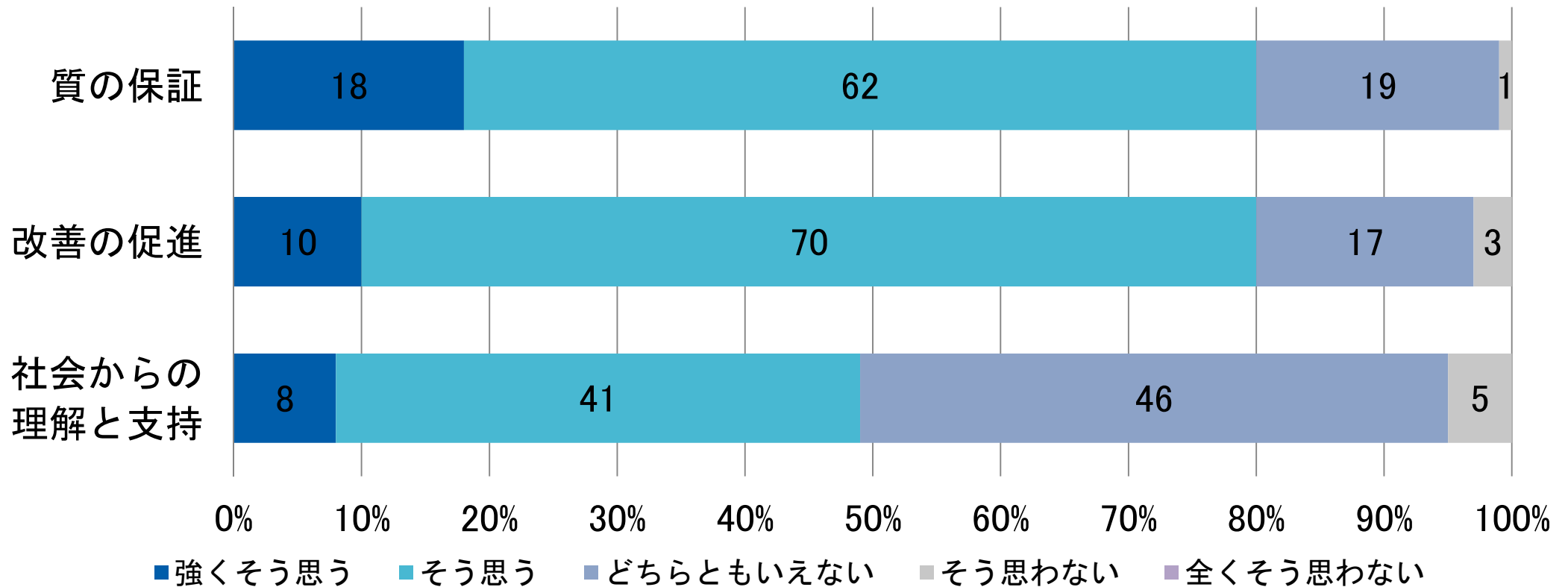
評価機関の調査研究の主な事例

	研究内容	詳細
独立行政法人 大学評価・学位授与機構	・大学の内部質保証力を向上させるための支援ツールの開発と普及（平成25年3月）	大学の内部質保証の力を内発的に高めることを目的に開発された支援ツールを紹介。さらに、その試行結果についても分析し、取りまとめ。
	・大学評価のメタ評価に関する調査研究（平成24年4月）	大学評価機関や大学評価の方法・結果を対象とする評価活動を「メタ評価」と総称し、海外諸国や国際協会組織における実施状況の分析を行うことを通して、日本の大学評価機関の質向上や国際通用性向上のための示唆等について取りまとめ。
	・大学の質保証向上のための理論と実践（平成24年3月）	大学が自身の課題を分析し、それに基づき、目的・計画と成果指標を導き出すための手法について取りまとめ。
	・学位と大学 イギリス・フランス・ドイツ・アメリカ・日本の比較研究（平成22年7月）	「大学とはなにか」を学位授与権に着目し明らかにした、学位システム研究会（学位審査研究部に設置）による5か国比較研究の成果報告を取りまとめ。
公益財団法人 大学基準協会	・大学評価（認証評価）の有効性に関する調査（平成24年3月）	同協会の認証評価を受けた大学に対するアンケート調査、実地調査及び評価結果の分析を通じて、認証評価の有効性を取りまとめ。
	・内部質保証システムの構築—国内外大学の内部質保証システムの実態調査—（平成21年3月）	我が国の大学の「内部質保証システム」の実態調査（アンケート）や訪問調査、海外の大学・評価機関に対する訪問調査等を行い、内部質保証システムの構築に向けた見解について取りまとめ。
	・専門分野別評価システムの構築—学位の質保証からみた専門分野別評価のあるべき方向性について（平成20年3月）	大学院の学位の質保証を行う上で専門分野別評価を実施していくことが極めて重要であるという認識の下、専門分野別評価の方向性を定めることを目的として、各専門分野において普遍的に求められている評価の視点等について取りまとめ。
公益財団法人 日本高等教育 評価機構	・平成23年度認証評価に関する調査研究（平成24年7月） （「米国南部地区基準協会及び同協会所属大学の評価に関する調査研究」）	米国の南部地区基準協会及び同協会所属の複数の大学に対して、評価の根拠となるエビデンスの事例や判定などに関する聞き取り調査を実施し、調査結果をまとめるとともに、平成24年度からの新たな認証評価システムのための更なる検証を実施し、その結果について取りまとめ。
	・平成20年度認証評価に関する調査研究（平成21年3月） （「大学機関別認証評価後のフォローアップ体制の構築に関する調査研究」）	米国、韓国の第三者評価機関のフォローアップシステムや実施体制とその効果について調査研究を実施し、その結果について取りまとめ。（調査については、第三者評価機関だけでなく、各評価機関の評価対象である米国、韓国の大学についての訪問調査を併せて実施。）
	・平成18年度認証評価に関する調査研究（平成19年3月） （「評価員に対する望ましい研究の在り方及び評価の手法等についての実践的研究」）	認証評価をより実効性・信頼性の高いものにするためには、評価員の人材確保とその養成が最も重要であり緊急の課題であるという認識の下、評価員の養成に関する評価員セミナーを実施し、望ましい評価員養成プログラムに関して調査研究を行い、その結果について取りまとめ。

評価の効果・影響について

大学評価・学位授与機構の掲げる「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」の三つの目的の達成状況について、大学評価・学位授与機構が対象校に質問したところ、「質の保証」、「改善の促進」についての肯定的な回答は約80%と高かったが、「社会からの理解と支持」についての肯定的な回答は約50%と前の二つに比べれば低い値となっている。

評価の目的の達成状況（対象校）



認証評価において特に優れた点として指摘された事例(平成16年度～平成25年度)

◆組織的な教育改善

- 授業評価アンケート、改善意見書、学科学友会懇談会、院生懇話会などの意見を集約する仕組みが整備され、それらが実際の改善に生かされる制度となっていることは評価できる。
- 学位授与のために必要とする基盤的能力と専門的能力を明確にした教育課程の編成の基本方針を定め、各授業科目の配置や関連性を示すことで教育効果の向上を図るとともに、授与する学位との整合性も図っていることは評価できる。
- 教員相互の授業参観・評価の取組み及び教育研究活動に関する「自己水準点検シート」に基づく各教員の毎月の「自己水準点検評価」の実施など、授業改善に対する積極的な取組みが行われていることは評価できる。
- 学生による評価が全学規模で実施され、その結果を教員、学生に開示し、教育の改善に反映している点は高く評価できる。
- 同一授業で2回のアンケートを実施し、学期の途中でも授業改善ができる仕組みを導入している。
- SD活動の一環として、職員に1科目以上の授業見学と「授業見学報告書」の作成を義務付けていることは、教員と職員の相互理解と一体となった教育内容の改善につながる方策として高く評価できる。

◆学生支援

- 全学共通の修学支援システムを独自に構築し、学習サポート制度、アドバイザー制度、GPA（グレードポイントの平均値）制度を活用して、学生に対しケアを行っていることは評価できる。
- 「就職に関する保護者との地区連絡会」の取組みは、保護者、学生、教職員が3者で向き合い学生の進路について真剣に話合う場となっており、学生の学習改善や進路選択、キャリア教育の前進にとって意義があり、評価できる。

◆ガバナンス・内部質保証

- 管理運営上の中核として機能している「部長会」が、全学的な将来構想から日常の教育改善にいたるまで、管理部門と教学部門の円滑な連携と教育実践の迅速化を図るための機動力を発揮している点は高く評価できる。
- 読者懇談会、記者懇談会、一日教授会を定期的を開催して学外関係者の意見を聴き、教育研究の向上及び管理運営の改善に活かしている。
- 学科会議で自己点検・評価結果が活用されて学生の離学防止やカリキュラムの改善充実に効果をあげていることは評価できる。
- 教員一人一人の授業改善記録が作成・集積されており、全学的規模の評価・改善のフィードバックシステム構築の条件が整備されている。

大学ポートレートについて（平成27年3月より稼働）

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

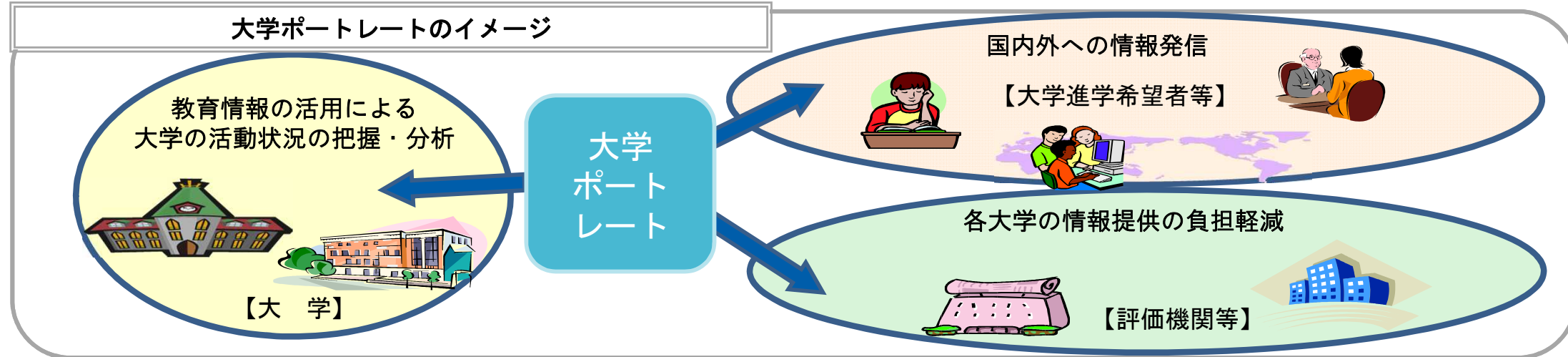
○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査**等への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上

大学ポートレートのイメージ



大学ポートレートの検討経緯

平成23年8月 文部科学省「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」

◇データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための 共通的な仕組みの構築について提言

平成23年8月 中央教育審議会大学分科会「これまでの主な論点について」

◇大学の教育情報の発信の仕組み(大学ポートレート(仮称))の整備について提言。

平成24年2月～ 「大学ポートレート(仮称)準備委員会」(※)での検討を開始 ※大学団体や認証評価機関等の関係者で構成

平成24年11月 大学ポートレート(仮称)準備委員会において、教育情報の公表の在り方や公表する情報項目等について、審議・とりまとめ

平成26年2月 " において、国際発信、教育改善のための情報の活用、管理運営等について、審議・とりまとめ。